

営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合の取扱いについて

営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合の取扱いにつきまして、これまでは、入札参加申請時において、配置予定技術者が建設業許可の営業所専任技術者と重複している場合は、入札に参加いただけないことがありましたが、今後の取扱いにつきましては、下記の内容のとおり取り扱うこととしますのでご承知願います。

記

配置技術者の専任期間については、国土交通省の監理技術制度運用マニュアルに基づき、契約工期を基本とし、別紙の「営業所専任技術者を配置予定技術者とする場合の提出書類（様式例）」に後任の営業所専任技術者の候補者等を入札参加申請時に提出すれば、専任を求める工事案件において、配置予定技術者が営業所専任技術者と重複している場合でも入札に参加資格要件を満たすこととします。

なお、営業所専任技術者の変更等については、建設業法第3条第1項に基づき建設業の許可を申請された行政機関にお問い合わせください。

平成24年10月1日

久御山町総務部企画財政課